

# 日本における『Ich klage an (私は告発する)』研究の現在

大谷いづみ (立命館大学衣笠総合研究機構・生存学研究所) KHA00347@nifty.ne.jp

## 1. 本研究の背景と目的

ナチスドイツ下で製作された映画『Ich klage an (私は告発する)』(1941)は、心身障害者を組織的に殺害したT4安楽死政策のプロパガンダ映画として位置づけられている(Klee 1983; 市野川 1996; Moeller 1998; Niven 2018)。ドイツでは現在も視聴や上映に厳しい規制がかけられている一方、アメリカではDVDが販売されるなど、国際的に取り扱いが分かれている作品である。

生命倫理学や医療社会学、ひいては障害学の観点から見ると、本作品は歴史的資料にとどまらず、現代の安楽死言説やメディア表象を批判的に検証する上で重要な分析対象となりうる。本報告では、日本における『Ich klage an』研究の現状を分析し、その偏在性の背景を明らかにすることで、歴史的プロパガンダと現代メディア表象を連続的に捉える批判的視座の重要性を提起する。



<https://www.murnau-stiftung.de/movie/411>より  
『Ich Klage An』はフリードリヒ・ムルナウ財団(ドイツ)により管理されている。

## 2. 調査方法と研究結果

本研究では、①安楽死論・安楽死政策研究、②ドイツ映画研究、③ナチズム研究、④メディア研究を対象とし、各分野における言及の有無、言及の文脈、分析の深度を比較検討した。調査の結果、以下の顕著な偏在が明らかになった。

第一に、ドイツ映画史上『Ich klage an』は安楽死政策のプロパガンダ映画として重要な位置を占めるにもかかわらず、日本のドイツ映画研究において本作品が取り上げられることが稀である。一部の研究者は本作品を重要な史料として扱い、海外研究の翻訳を手がけつつ自身の研究でも言及しているが、ナチス政策史やナチス映画論の研究書において一切言及がないケースも珍しくない。

第二に、生命倫理学・医療社会学分野では、安楽死慎重論者が本作品を取り上げているほか(市野川 1996; 大谷 2002, 2006, 2013; 美馬 2018; 小松 2023)、長年障害者支援にあたる論者が京都ALS嘱託殺害事件公判の論評で言及している(渡邊 2024)。慎重論以外では、映画を糸口にした生命倫理学入門書においても本作への言及がないことが多い。

第三に、現代の安楽死関連映画、ドキュメンタリー番組、報道におけるプロパガンダ的側面を批判的に検証する研究が極めて限定的である。

第四に、障害当事者の複雑な立場への理解不足が見られる。「死ぬ権利」を容認する障害当事者の存在や、安楽死議論における当事者性の多様性について、十分な検討がなされていない。

## 3. 考察

この偏在性の背景には、以下の構造的要因が存在する。

まず、プロパガンダ研究における時代的断絶の問題がある。歴史的プロパガンダは批判的に分析される一方、現代メディアの表象については「客観的報道」や「芸術作品」として扱われがちで、その潜在的プロパガンダ性について十分な検討がなされていない。

次に、学問分野間の断絶も重要な要因である。映画研究、歴史学、医療社会学、障害学の各分野が独立して研究を進めており、学際的な対話が不十分である。

さらに、安楽死の議論における当事者性の複雑さに対する理解不足も指摘できる。障害学においても、当事者の多様な立場や意見を踏まえた繊細な議論の必要性が十分に認識されていない。

## 4. 今後の課題と現代的意義

本研究の成果を踏まえ、以下の課題と意義を提起する。

**今後の研究課題**として、第一に、学際的アプローチによる総合的研究の推進が必要である。第二に、歴史的プロパガンダと現代メディア表象を連続的に分析する理論的枠組みの構築が求められる。第三に、障害当事者の多様な立場を踏まえた複層的議論の展開が重要である。

**現代的意義**として、現在日本でも安楽死や尊厳死に関する議論が活発化する中で、メディア表象の影響力を批判的に検証し、メディア・リテラシーの向上を図ることは急務である。また、歴史的プロパガンダの分析を通じて現代社会における障害者表象の問題性を明らかにし、障害者の生存権を脅かす言説への警鐘を鳴らすことができる。

## 5. 結論

本報告では、日本における『Ich klage an』研究の偏在性とその背景要因を明らかにした。この偏在は、歴史的プロパガンダと現代メディア表象を連続的に捉える批判的視座の欠如を示している。歴史から学び、現代社会における障害者の生存権を守るための批判的視座の構築が求められている。